

## 2018年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成30年9月1日号

### 働き方改革関連法案が成立

**平**成30年6月29日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」（働き方改革関連法案）が、参議院本会議で可決・成立しました。平成31年4月より順次施行されることとなります。「働き方改革関連法案」とは、労働基準法、労働安全衛生法等、8本の法律の改正案を一つにまとめた総称です。今回は、その中から、労働時間に関係する主な改正内容を紹介いたします。

#### ■長時間労働の是正■

- ① 時間外労働の上限規制  
時間外労働の上限として、月45時間、年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、2～6ヵ月における平均80時間を限度とする。（平成31年4月1日施行、中小企業は平成32年4月1日施行）
- ② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し  
月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成35年4月1日施行）
- ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得  
使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。（平成31年4月1日施行）
- ④ 勤務間インターバル制度の普及促進  
事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保につとめなければならない。（平成31年4月1日施行）

#### ■多様で柔軟な働き方の実現■

- ① フレックスタイム制の見直し  
フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1ヵ月から3ヵ月に延長する。（平成31年4月1日施行）
- ② 高度プロフェッショナル制度の創設  
高度で専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、一定の要件を満たせば、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。（平成31年4月1日施行）

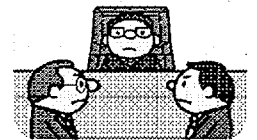
各企業においては、改正内容を確認し、着実に対応していくことが必須となります。

### 保険料率改定

厚生年金保険料率は、毎年9月分（10月支払いの給与）から改定されます。また、今年の算定基礎届により決定された社会保険料額も、9月分から適用（10月支払いの給与から控除）となります。当事務所にて社会保険算定基礎届を申請代行された会員の皆様には、9月中旬に社会保険算定基礎届結果通知書と共に個人別保険料一覧表を送付いたしますので、ご確認下さい。

### 訴訟の時は「倍返し」

**労**働基準法第114条では「付加金」の制度を規定しています。「付加金」は、裁判において解雇予告手当・休業手当・割増賃金・年次有給休暇中の賃金の不払いで、労働者の請求があった時は、本来支払わなければならない未払金と“同額の付加金”の支払いを裁判所が命ずることができます。これは裁判所の裁量によって決められ、事案によっては付加金の減額が認められることもあります。これらの未払金を請求する裁判になったときには、付加金の支払いを覚悟しておく必要があります。労働局のあっせんや労働基準監督署の指導には付加金の適用はありません。



### NEWS ダイジェスト

- 「働き方改革法」施行対応に支援体制を強化  
厚労省は、2019年度に企業の労務管理などの対応にあたる専門拠点の人員を700人前後で対応し、3倍強に増やす。各地に設置されている「働き方改革推進支援センター」で社労士や中小企業診断士を常駐させ、中小企業への支援体制を強化する。
- 勤務間インターバル制度に助成金方針  
厚労省は、中小企業の勤務間インターバル制度の導入に助成金を支給する方針を決めた。2019年度予算の概算要求に費用を盛り込む。助成額は、新たに制度を導入する場合は、休息时间11時間以上で1企業当たり100万円など。